

真庭市防犯カメラ設置補助金
申請の手引き

令和 7 年度版（令和 7 年 1 0 月更新）

真庭市

目 次

I 補助制度の概要	1～2
II 防犯カメラ設置までの準備	3
III 補助金申請の手続き	4～5
IV 維持管理について	6～7
V 申請書類・様式集	7～

I 補助制度の概要

1 事業の目的

真庭市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラの設置を行う自治会等に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防犯体制強化を支援します。

2 補助対象者

自治会、地域自主組織

3 補助内容

1. 補助対象経費

- ① 防犯カメラ・録画装置その他、録画機器や電源の収納ボックスや SD カード、UPS(無停電電源装置)等の一体的に機能する機器の購入費及び設置工事費
- ② 防犯カメラ専用ポール等の設置工事費
- ③ 防犯カメラ用ケーブルの設置工事費
- ④ 防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、防犯カメラの設置に必要な経費

2. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額の 2 分の 1 (1,000 円未満切捨て) とし、上限は 20 万円です。

※補助金の交付は、同一の自治会等に対して 5 年度に 1 回です。

※他の補助金等の交付を受ける場合は、その額を補助対象経費から控除します。

3. 募集期間

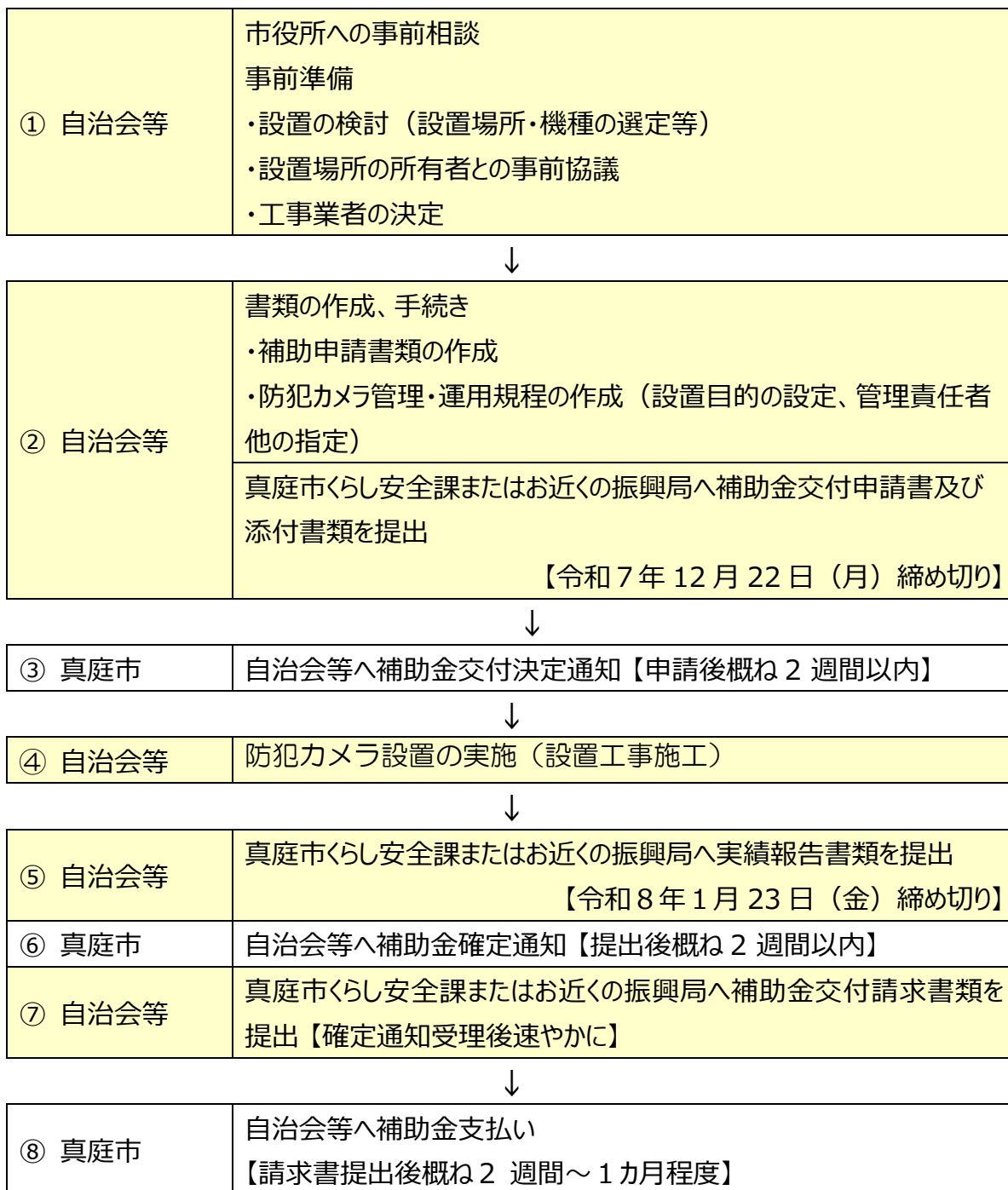
交付申請書受付期間：令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 12 月 22 日

※事前にくらし安全課までご相談ください。

実績報告書及び請求書受付期間：令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 23 日

※ただし、予算がなくなり次第受付終了となります。

〈申請から補助金交付までの流れ〉



Ⅱ 防犯カメラ設置までの準備

手続きや準備には一定の期間がかかります。前ページのフローを必ずご確認ください、早めの申請・準備をお願いいたします。

1. 設置目的・場所・撮影範囲等の検討について

自治会等において、防犯カメラの設置場所、撮影範囲、資金計画等についてあらかじめ合意を得てください。また、設置場所の管理者や近隣住民への説明・理解も必要です。また設置場所の撮影範囲に含まれ、頻繁に通行される付近の住民の方々の理解を十分に得てください。

なお撮影範囲については、ごみ収集場所のみや特定の個人を撮影するために設置するような防犯カメラは補助対象となりません。

・設置する場合は、土地所有者や管理者から承諾を得てください。

2. 設置場所について

優先的に私有地への設置を検討していただき、私有地での設置が困難等やむを得ない場合は、公道等の行政財産への設置をご検討ください。

1) 私有地の場合（土地・建物）

・申請前

所有者に防犯カメラの設置について、内諾を得ておいてください。

・補助申請書提出時

土地所有者の土地使用承諾書の写し又は建物所有者の使用承諾書の写しを補助申請書の添付書類として提出していただきます。

2) 道路上に設置する場合（市道・県道）

・申請前

道路管理者（真庭市役所建設課・美作県民局真庭地域管理課等）に防犯カメラの設置について、内諾を得ておいてください。

・補助金交付決定後

道路占用許可申請をしてください。

※使用料については、公共性が高い用途であることに鑑み免除が可能です。

Ⅲ 補助金申請の手続き

1. 補助金申請手続きの概要

補助金交付申請書の提出が必要となります。申請書提出後、市の審査を経て、正式な補助決定となります。

1) 受付期間

申請受付期間：令和7年10月1日～令和7年12月22日

実績報告書及び請求書受付期間：令和7年10月1日～令和8年1月23日

2) 問い合わせ・申請窓口

真庭市役所生活環境部くらし安全課 または 各振興局

生活環境部くらし安全課	〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927 番地 1 TEL：0867-42-1017
蒜山振興局地域振興課	〒717-0504 岡山県真庭市蒜山下福田 305 番地 TEL：0867-66-2511
北房振興局地域振興課	〒716-1433 岡山県真庭市下砦部 248 番地 TEL：0866-52-2111
落合振興局地域振興課	〒719-3194 岡山県真庭市落合垂水 618 番地 TEL：0867-52-1111
勝山振興局地域振興課	〒717-0013 岡山県真庭市勝山 319 番地 TEL：0867-44-2607
美甘振興局地域振興課	〒717-0105 岡山県真庭市美甘 4134 番地 TEL：0867-56-2611
湯原振興局地域振興課	〒717-0406 岡山県真庭市豊栄 1515 番地 TEL：0867-62-2011

2. 補助申請手続きに必要な書類

	申請者 チェック欄	担当者 チェック欄
申請手続きに 必要な書類	☐ 真庭市防犯カメラ設置補助金交付申請書 ☐ 防犯カメラの購入および設置に要する費用の見積書 ☐ 防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等 ☐ 設置場所の現況写真および付近見取り図 ☐ 設置場所の管理者の承諾を証する書類（設置承諾書） ☐ 撮影範囲内に他人所有の土地・建物が含まれる場合、その所有者・管理者等の承諾を証する書類 ☐ 防犯カメラの管理・運用規程を記載した書類 規程には、以下の事項等を含めなければなりません ア 設置目的、および目的外利用の禁止 イ 設置場所・撮影範囲 ウ カメラ設置の表示方法 エ 管理責任者・操作取扱者 オ 管理責任者の責務 カ 撮影画像等の適正管理に関する事項 キ 画像提供の制限 ク 秘密保持義務 ケ 保守点検方法 コ 問い合わせ・苦情対応方法 ☐ その他、市長が必要と認める書類	☐
【設置工事完了後】 実績報告	☐ 真庭市防犯カメラ設置補助金実績報告書 ☐ 防犯カメラ設置に係る契約書または請書 ☐ 工事完了届または納品書 ☐ 防犯カメラ設置費用の支出を証明する証拠書類（領収書等） ☐ 設置後の現況写真（カメラ本体・録画装置・設置表示看板等を含む写真） ☐ その他、市長が必要と認める書類	☐

【お支払いについて】	請求書受理後、指定の口座にお支払いします。確定通知書が届いてからお支払いまで、概ね 2 週間～ 1 カ月程度かかります。 (書類が適正に整い、補正・訂正等がない場合)	
------------	--	--

※申請書及び必要な様式については、真庭市ホームページ

(<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/12/106153.html>) からダウンロードのうえ編集、印刷が可能です。

3. 留意点

- 1) 提出期限は厳守してください。
- 2) 申請書類に記入漏れ等ある場合は、手続きが大幅に遅れることがありますのでご注意ください。

IV 維持管理について

1. 継続使用期間及び財産処分の制限について

補助事業により設置した防犯カメラは、真庭市補助金等交付規則第 22 条の規定に基づき、その継続使用期間は、6 年となります。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)) また、補助により取得した財産を耐用年数内に処分する場合は、市への承認が必要です。あらかじめご相談ください。

2. 設置・運用規程等について

(1) 防犯カメラ設置・運用規程

①規程の作成

補助申請書提出時に【自治会防犯カメラ管理・運用規程】を提出してください。

②管理責任者・操作責任者の指定(別々の人で 2 名を指定)

I 管理責任者…防犯カメラの適正な設置運用を図り、操作取扱者に関する指導、監督をする者

II 操作責任者…カメラ本体や画像の取り扱いをおこなう者

③規程に沿った運用について

設置後は規程を遵守した管理・運用をしていただきます。

(2) 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について

防犯カメラ設置後の維持管理に要する経費は、自治会等の負担となります。設置後は、自治会で定める管理・運用規程および岡山県のガイドラインに沿って、適切に管理・運用してください。

「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（岡山県平成 25 年 3 月策定）

<https://www.pref.okayama.jp/page/417989.html>

V 申請書類・様式集

補助金交付申請書様式及び記入例